

西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第9号。以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発0530002号 厚生労働省老健局長通知）の例により運用するものとする。

第3条 軽費老人ホーム基準条例第16条第1項第1号の入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額及び第16条第3項の市長が定める額は、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号 厚生労働省老健局長通知）の例による。

第4条 軽費老人ホーム基準条例第26条第2項第4号の市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。